



すべての人が自分らしく
生きることのできるまち 十日町

第2期 十日町市人権教育・啓発推進計画 概要版



《人権》とは…

人権は、人間の尊厳に基づいてあらゆる人が持っている固有の権利であり、個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。



令和2年3月



十日町市

市では市民一人ひとりが安全に安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進しています。この度、第1期計画に引き続き第2期計画〈計画期間：2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間〉を策定しました。

この計画を市民の皆さまに広く知っていただくため、また、普段の生活の中でも『人権』を意識していただけるよう、ご家庭での保存用として概要版を配布しています。ぜひご家庭でご覧ください。

① 計画の概要

はじめに

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、すべての人に備わった権利です。すべての人々は、日本国憲法のもとに基本的人権が保障されており、どの人も平等であり、一人ひとりがかけがえのない存在です。

十日町市では、すべての人が自分らしく生きることのできるまちの実現を目指し市民一人ひとりが差別や偏見に真摯に向き合い、人権について深く学び、考え、実践していけるようになるための基本指針となる「第2期十日町市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

計画策定の趣旨

十日町市では、日本国憲法と世界人権宣言を基底に据え、第二次十日町市総合計画の基本方針のもと、市民一人ひとりが安全に安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」を推進しています。

これまでも、「人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、伴って人権問題も多様化、複雑化しています。こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として「第2期十日町市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

計画の性格

- ① 本市における人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各種の個別計画や施策の基本となる計画です。
- ② 市民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。
- ③ 今後の社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。



② 分野別人権施策の現状と課題

① 女性の人権

現状と課題

十日町市では「十日町市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が平等に活躍できる社会を実現するため、これまでも様々な啓発活動を行ってきました。しかし社会のあらゆる分野において性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等により、身体的、精神的暴力を受けている実態もあります。



政策、方針決定の場等への男女共同参画や、雇用の分野での男女平等を図る法整備は進んでいるものの、依然として待遇の違いなど男女間の格差があることが課題です。

女性が安心して子どもを産み、育てることができるような支援体制が求められます。

女性が十分に社会参画できるよう社会環境や慣習、制度を見直し、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を推進していくことが必要です。

今後の方針・取組

女性参画の促進をはじめ、固定的な性別役割分担意識をはじめとする差別の解消に向けての教育や啓発、情報提供等に努め、女性の人権が尊重される社会の実現を目指します。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶を目指し、相談・支援体制の充実に努めます。

●意識啓発の推進

市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性について意識をもつことができるように広報紙やホームページ等で広報を行います。

●男女平等を推進する教育と学習機会の充実

学校教育において人権尊重の意識を高める教育を実施します。また、講演会による男女平等意識の定着や女性の人材育成に関する学習機会を提供します。

●女性の人権を守り尊重する環境づくり

暴力や悩み等に対する相談窓口の充実に努めます。また、健康上の問題等の情報提供を行うとともに、生涯を通じた女性の健康の保持や増進を図ります。

●政策・方針決定の場等への女性の参画拡大

地域コミュニティでの積極的な役員登用を推進します。また、審議会等への女性委員の積極的な登用を図ります。

●働きやすいまちづくり

広報や訪問等により企業や労働者に対して男女共同参画に関する情報提供を実施します。また、労働問題に関する相談窓口の充実に努めます。

●家庭・地域での男女共同参画の推進

子育て家庭の負担や不安を軽減し、子どもの健やかな成長を支えられるよう、適切な保育サービスをはじめ、子育て家庭への切れ目のない支援の充実に努めます。

●家庭・地域での男女共同参画の推進

育児、介護の共同責任意識の啓発へ向けた講座やパパママ学級等の開催を通じて家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります。

②子どもの人権

現状と課題

近年インターネット、スマートフォン等の普及による有害情報の氾濫、SNS系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。学校においても、いじめや問題行動等への対応が一刻を争う課題となっています。さらに、経済的格差や貧困、引きこもり等も大きな社会問題となっています。

これらの問題が差別につながることを防ぐよう、平等意識を高める教育が必要です。一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を深め、他者の立場を尊重し、違いを個性と受け止められるような、人を育む環境づくりを推進する必要があります。

今後の方針・取組

地域社会全体で、子どもの意思と権利が尊重される環境づくりを進めつつ、豊かな人権感覚を培った人を育むような支援を行います。子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりや、家庭における人権教育の充実を図ります。

いじめや問題行動等については、相談体制の充実に努め、学校、家庭、地域の連携による取り組みの充実を図ります。

すべての人が、子どもの権利についての認識を深めるよう啓発を推進します。

●発達段階に応じた継続的な教育・保育の推進

子どもの健全な育成を目指して、保育所・認定こども園等、学校、家庭、地域等が連携し、子どもの発達段階に応じた継続的な教育・保育を進めます。

●支援体制の整備と啓発活動の充実

子どもや若者の育成支援に向け子どもを取り巻く様々な問題の解決のために、子どもや保護者、地域等に対する支援体制を整備し、啓発活動の充実を図ります。

●子どもと子育て家庭を支える地域づくり

全ての子どもが健やかに成長できるよう、地域全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、支える体制づくりを進めます。

●相談支援体制の充実

子どものいじめや問題行動等の防止・解消を目指して、関係機関・関係団体等との連携を強化し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

●いじめ防止対策の推進

全ての子どもがいじめを見逃さず、いじめを認識しながら放置することがないように、指導及び取り組みを、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、組織的、継続的に進めます。

●子どもの虐待防止対策の推進

家庭相談窓口の充実を図る等、相談体制の整備を図るとともに、早期発見と支援に取り組みます。

●学校における人権教育の推進

同和教育を中核にした人権教育を行い、自他の人権を守ろうとする人権意識を養います。



③高齢者の人権

現状と課題

十日町市では、高齢者の健康づくり、生きがいつくり、社会参加支援等の施策を積極的に進めてきました。

わが国の高齢化は急速に進行し、本市においても高齢化率は年々上昇しています。これに伴い、高齢者に対する身体的・精神的虐待、悪徳商法や詐欺といった犯罪被害等の人権侵害問題も増えつつあります。

高齢者の生きがい対策や社会参加に向けた取り組みの充実が求められており、高齢者の自立を支援していくことが課題となっています。

今後の方針・取組

高齢者が、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう介護サービスの提供や質の向上に努めます。

高齢者虐待の問題については、虐待防止のための相談体制の充実、虐待を受けている高齢者の権利擁護の取り組みを推進します。

働く意欲・能力のある高齢者の社会参画の促進や雇用・就業機会の確保等の推進に努めます。

高齢者にかかわる人権問題の教育・啓発活動の推進に努めます。

●教育・啓発と情報発信

介護や福祉の問題等に関する基礎的な知識と理解を深めるための教育・啓発と情報発信に努めます。

●生きがいつくりと社会参加の促進

地域やハローワーク等の関係機関と連携し、老人クラブ活動の支援や高齢者の就労機会の促進を図り、高齢者の生きがいつくりと社会参加を促進する取り組みを進めます。

●介護に関する相談体制の充実と人材の育成

介護に関する相談体制の充実や、介護サービスの高度化・多様化に対応できる人材の育成及び研修に努めます。

●相談・対応体制の充実

高齢者虐待、悪徳商法等の防止に向けて市民の意識向上と相談・対応体制の一層の充実、関係機関の連携強化を図ります。

●成年後見制度の活用の啓発

病気等により判断能力が不十分となった高齢者のための、財産権等の保護と支援を目的とした成年後見制度の活用等について、啓発に努めます。

●高齢者を支える地域づくり

医療や介護が必要になっても安心して暮らせるよう地域全体で、高齢者自身も含めて支え合う地域づくりに努めます。



④障がいのある人の人権

現状と課題

近年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮についての取り組みを推進することが求められています。

障がいのある人の社会参画をより推し進めるには、障がいのある人もない人も共生できる環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。しかし、障がいのある人やその家族に対しての偏見や誤解等の人権侵害は依然として発生しています。

障がいのある人の人権や障がいのある人に関する正しい知識の教育や啓発を推進する必要があります。

今後の方針・取組

障がいのある人が、「だれもが尊厳を持ち、地域で支え合う、人にやさしいまちづくり」の実現を図るため、引き続き、障がいのある人とのふれあい、交流の場づくりの推進や、生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障がいのある人に対する正しい知識の普及や教育・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、障がいの有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指すためには障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備が重要です。

●相談支援体制の整備

障がいのある人からの相談に対し、基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、情報の提供や助言等相談支援体制の充実と強化に努めます。

●権利擁護に関する支援

権利擁護等について援助を行う支援機関との連携を図るとともに、事業内容の周知に努める等、障がいのある人の人権擁護に努めます。

●就労支援の強化

障がいのある人の自立を支援するため、就労や職業訓練の場を確保するように努めます。

●相互理解と社会参加の促進

障がいを理由とする差別の解消を図り、合理的配慮の提供に努めるとともに様々な機会をとらえ、障がいや障がいのある人に対する正しい認識と理解を深める相互理解を推進します。あわせて社会の一員として社会参加できる様々な機会や手段を講じます。

●生活環境の整備

すべての人にとって利用しやすい公共施設、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、障がいの特性に応じた情報提供等を進めます。

●インクルーシブ教育システムの構築

学校教育において障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みを推進します。



⑤同和問題

現状と課題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる我が国固有の重大な課題です。

一方で、本市が実施した市民意識調査においては同和問題に対する理解が進んでいない現状が見受けられます。

地域社会での不当な扱いや就職差別、結婚差別、インターネット上での差別的な書き込みなどの問題を中心に偏見は根強く存在しています。また住民の移動も進んでいることから、本市においても差別事件が容易に起こりえるということを十分に認識する必要があります。加えて、近年ではインターネット上での差別的な書き込みや動画のアップロード事案も発生しているなどの課題も全国的に広がっています。

こうした情勢を踏まえ、今後も市民一人ひとりが同和問題の正しい理解と正しい認識を深められるよう、より一層の効果的な同和問題に関する教育及び人権啓発の推進が必要です。

今後の方針・取組

同和問題に関する様々な部落差別の解消に向けた取り組みを推進します。

特に、差別意識の解消を図るため、人権尊重や差別解消の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。

●関係機関との連携による啓発活動の推進

同和問題に関する正しい理解と認識が得られるよう各行政機関や人権団体・市民と連携し教育・啓発活動を展開します。

●市職員、教職員等の資質向上

市職員、教職員等は、人権に関わる関係機関が実施する研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

●人権啓発研修の支援

同和問題の解決をめざし、関係機関と連携しながら、事業者・職場や地域において核となる指導者の人権啓発研修ができるよう支援します。

●学校教育における同和教育の推進

県教育委員会並びに市教育委員会の方針に基づいた同和教育を中核とした人権教育の推進を図ります。



⑥外国から来た人の人権

現状と課題

国においては、ハイトスピーチやハイトクライムの広がりを受けて、特定の人種や民族への差別をあおるハイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的とした「ハイトスピーチ対策法」が施行されています。

十日町市においては、外国から来た住民等の人権を尊重し共生していく社会を築いていくため、学校教育の中で、英語に親しむ授業や国際理解を深める教育、グローバル化に対応すべく社会環境づくりを進めてきました。しかしながら、言語、習慣、文化、価値観の違いにより相互理解ができないまま、地域の中でトラブルになったり、差別や偏見などの人権問題へと発展するケースも生じています。

グローバル化が進展する中で、外国から来た住民等が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し合い、共生していく社会を築くことが重要です。

今後の方針・取組

外国から来た住民等を含め市民一人ひとりが異文化や異なる考え方を理解し合い、お互いの人権を尊重し合うふれあいの国際化を推進するとともに、関係する機関や団体等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

●交流による相互理解の促進

国際交流協会等と連携しながら外国から来た人等との交流やふれあいの場を設定し、相互理解を深め、共に生きていく人権意識の形成に努めます。

●国際理解教育の推進

異文化を尊重する態度やともに生きていく態度を深める国際理解教育を、関係機関と連携しながら推進します。

●外国から来た人等が生活しやすい環境づくり

外国から来た人等への多言語による情報提供や就労活動・日本語習得の支援、相談体制の充実を図り、外国人が生活しやすい環境づくりを進めます。

●互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発推進

民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動等の取り組みを進めます。



⑦感染症患者やハンセン病元患者等の人権

現状と課題

最近では、新型コロナウイルスやSARSなど様々な感染症がマスメディアで取り上げられ、感染症に対する関心は社会的に高まっています。感染症について正しく理解し、病気によって患者やその家族が差別や偏見を受けることのない地域づくりをしていく必要があります。

今後の方針・取組

感染症患者やハンセン病元患者等に対する正しい知識と理解が深まるような、世代に応じた、また、原体験に学ぶことのできる教育や啓発、情報提供の取り組みを推進します。

●教育・啓発活動の推進

感染症についての正しい知識と理解を得るため、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間等の教育・啓発活動を国や県等と連携を図りながら推進します。

●相談窓口の周知

県や国等の相談窓口を広く市民に周知します。

⑧インターネット上の人権

現状と課題

インターネットは私たちの生活を便利で豊かなものとしています。しかし一方では、誹謗(ひぼう)中傷の表現や差別を助長する表現等の情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題も多発しています。また、個人情報が無断で大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権益が簡単に侵害される事象も起きています。

あらゆる場において、被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の注意点やインターネットの危険性、利用時のマナーやルール等、情報モラルに関する教育を重視し、学習機会を充実させていく必要があります。

今後の方針・取組

モニタリング(監視活動)を通じて、インターネット上での人権侵害を発見した際には、発信者へ通告する等の喚起に努め、あるいは、警察等と連携しプロバイダー等に対して侵害情報等の停止・削除を申し入れる等の対応を検討します。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任や、モラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の取り組みを推進するとともに、人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知に努めます。

●情報モラル教育の充実

学校における情報教育の場において、技術や使い方の指導だけでなく、利用者のモラルやエチケットの向上を図る内容を計画的に取り入れていきます。

●正しい利用法の教育・啓発の推進

利用上のルールやモラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努め、インターネットの正しい利用方法について、認識と理解を深める教育・啓発を進めていきます。



⑨犯罪被害者やその家族の人権

現状と課題

犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損(きそん)、私生活の侵害等、二次的被害の問題も指摘されています。

今後の方針・取組

社会全体が一体となった取り組みを行うことが必要であることから、市と行政、司法、医療・福祉、教育等の関係機関・団体との連携強化による支援体制の充実を図るとともに、あらゆる機会をとおして人権教育・啓発に取り組みます。

●互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発推進

犯罪被害者等が置かれた現状や支援の必要性を社会に周知するため、関係機関等と連携しながら、専門機関の紹介や各種パンフレットの設置など、広報啓発活動の取り組みを進めます。



⑩性的少数者等の人権



現状と課題

生物学的な性である「からだの性」と自分の性をどう認識するかという「こころの性」が一致しない、性の自認や性的指向（性愛の向かい方）に悩んでいる人の存在について、正しい理解が求められています。

性の自認や性的指向等における性的少数者は、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が異常であると悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうことになります。

性の自認や性的指向に悩んでいる人の相談先の情報などもまだ十分ではありません。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。



今後の方針・取組

今後、思春期等をテーマにした研修会をとおして、支援者向けの教育研修や啓発に取り組むなど、相談体制を充実します。

●相談窓口の周知

関係機関等と連携しながら、適切な相談窓口の周知に努めます。



⑪身元調査に関する人権



現状と課題

職務上請求制度を利用した、戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得といった差別につながる恐れのある身元調査事件は後を絶ちません。また、市民意識調査においても、＜身元調査実施の是非＞について、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がない」や「身元調査することは当然のことだ」と考える人は決して皆無ではなく、非常に憂慮すべき結果となっています。

事業者・職場をはじめ、学校、地域等の各場面における教育や研修を通し、身元調査が引き起こす差別の恐れに対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを進める必要があります。

今後の方針・取組

身元調査を行ったり、本人の能力や適性とは関わりのないことを選考の際に質したりすること等がないように、事業者・職場に向けた公正な採用選考の実施を継続的に働きかけていきます。また、同和問題に関する人権施策の推進の取り組みとも密接な連携を保ちながら、個人情報保護の観点からも不正請求・悪質利用等の防止への取り組みを推進します。

●人権教育・啓発活動の推進

身元調査が根絶される社会の実現を目指し、事業者・職場や各行政機関や民間団体・市民と連携し、人権教育や啓発活動を推進していきます。

●公正な採用選考の周知

公正な採用選考の趣旨について、ハローワークや商工会等関係機関と連携しながら、周知に努めます。

⑫その他の人権

現状と課題

他にも様々な人権問題があります。

北海道等に先住していた民族であるアイヌの人々については、明治以降の同化政策の中で、独自の伝統や文化を制限・禁止されていた時期がありました。このような問題を解決しようと国は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、懇談会を設置するなど人権教育・啓発に取り組んでいます。

刑を終えて出所した人については、周囲の偏見や差別意識があり、就職や入居等の面で社会に受け入れられにくい等の厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。現在、国では、偏見や差別の解消に向けた啓発活動の推進が図られています。

北朝鮮による拉致問題等については、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますがいまだ解決には至っていません。また、拉致家族が帰国後に安心して暮らせる対応も必要とされています。その一方で、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせ等の問題も発生しています。

自死遺族については、自殺理由に関する周囲の奇異な目や誤解等によって、自殺で亡くなったことを周囲に話せず、地域社会から孤立せざるを得ない方が多いと推察されます。周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

ホームレスの人たちについては、2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人たちへの支援等を定めています。

東日本大震災に起因する人権問題については、未曾有の大災害に加えて、福島第一原子力発電所の事故により、いまだに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活先等においては風評に基づく差別的取り扱いを受ける等、人権にかかわる深刻な人権問題が発生しています。

これらのほか、経済的事情により義務教育課程を修了できず、読み書きが十分にできない人たちやワーキングプア（働く貧困層）、ひきこもり者のように近年社会問題となっている事象もあります。社会の変化に伴って生じた多様な人権問題の解決が広く求められています。

全般的な課題として、様々な人権問題の解決を図るためには、正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を進める必要があります。

今後の方針・取組

十日町市は、様々な人権問題に関してもその状況変化に留意し、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、あらゆる偏見をなくし、また、あらゆる差別意識を根絶するために人権教育・啓発の取り組みを推進するとともに、人権を尊重する意識の高揚に努めます。

③ あらゆる場を通じた人権教育の推進

あらゆる差別を解消するための市民意識の育成や人権問題に関する差別に繋がる様々な環境の克服を目指すことが必要です。

学校等においては、人権教育で知識の習熟に努めるとともに、人の痛みを理解でき、人権を侵害しない姿勢を身につけられる教育を推進します。

家庭・職場・地域においては、実態や関心に応じて教育・啓発を進め、日常生活における人権問題に気づき、行動に移すことができるよう、実効ある学習機会の提供に努めます。

学校等（保育所・認定こども園等、すべての学校）

- 教職員等の人権感覚を育て、資質の向上を図るために、研修や講座の充実を図ります。
- 子どもが自ら人権の大切さに気づくことができるよう、保育園等やすべての学校において連携を深め、発達段階に応じた取り組みを進めます。
- 保護者懇談会や授業参観、PTA活動等において保護者の人権意識をより一層高めるよう内容の充実を図ります。
- 家庭・地域及び関係機関との連携を深め、より効果的な人権教育・啓発に努めます。
- フィールドワークを活用した研修機会の充実を図ります。

家庭

- 身近な人権問題を克服するために、様々な人権学習等の機会への積極的な参加や周知に努めます。
- 相談機関（発達支援センター、子育て支援センター、市役所関係課等）や子育て経験者等の相談先の周知に努めます。

地域

- 地域コミュニティ組織等と連携しながら子どもと高齢者等、世代間の交流や体験活動を通してお互いの人権問題への理解を深めるように努めます。
- 公民館等において、人権課題への理解が得られる各種講座の開催を図ります。
- 家庭と地域の教育力を高めるため、人権に関する学習機会の提供や地域間、あるいは地域と家庭との連携強化等に努めます。

職場や事業者

- 従業員等に対する計画的な人権研修の開催や、人権団体が主催する研修会等へ参加を推進します。
- 公正な採用選考を推進します。
- 従業員等のための人権相談窓口の設置に努めます。

発行：十日町市 市民福祉部 市民生活課 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地
TEL025 (757) 3111 (代表) FAX 025 (752) 4635

※計画書は市のホームページでも公開していますので
ご覧ください。

<http://www.city.tokamachi.lg.jp/>

第2期十日町市人権教育・啓発推進計画
で検索！

